実現に向けた方策編

第５章　まちづくりの推進方策　5-1

第５章　まちづくりの推進方策

1 まちづくりの基本的な考え方

（１）　協働のまちづくり

「養父市まちづくり基本条例」は、「市民が主体的にまちづくりに参加し、市民相互及び市民と市が協働することによって、活力のある自立したまちの実現を図ること」を目的としています。そして、「市民主体」、「相互協働」、「地域尊重」の３つをまちづくりの基本原則として掲げています。

都市計画マスタープランに基づくまちづくりの推進においても、市民・地域を尊重した、「協働のまちづくり」を基本とします。

なお、ここで、「市民」とは、養父市内に居住する人はもちろんのこと、さらに市内で働く人、学ぶ人又は活動する人及び団体などを含む幅広い概念としています。

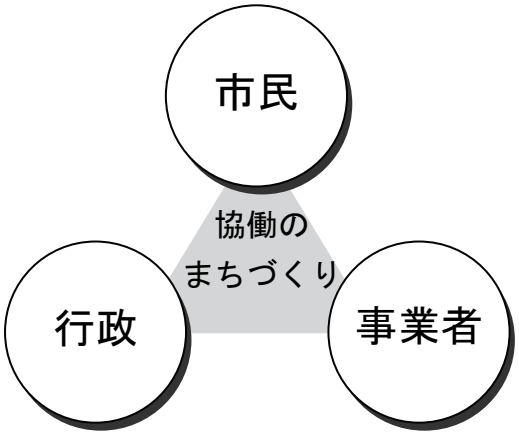

（２）　連携と役割分担のあり方

市民・事業者・行政などが、それぞれ「まちづくりの主体」であるとの意識を持つとともに、適切な役割分担のもと相互に連携することで、より効果的に協働のまちづくりを推進していくことを目指します。

【市民の役割】

○自らが可能な範囲で良好なまちづくりに取り組みます。
○地域のまちづくり活動等に参画・協働します。
○行政や市民団体等によるまちづくり活動等に協力します。

【事業者の役割】

○産業活動を通じて、地域の活性化や魅力向上などに協力します。
○産業活動にあたって、周辺環境やまちづくりへの影響に配慮します。
○地域のまちづくり活動等に参画・協働します。
○行政や市民団体等によるまちづくり活動等に協力します。

【行政の役割】

○本市のまちづくりの方向性を示し、良好なまちづくりに先導的な役割を担います。

○都市計画及び関連する施策や事業を総合的に活用・推進します。

○都市計画や地域づくりに関する調査・研究、情報提供等を行います。

○まちづくりに対する市民、事業者等の意識の高揚に努めます。

○市民、事業者等による多様なまちづくり活動等を推進・支援します。

2　都市計画マスタープランに基づくまちづくりの推進

（１）　都市計画マスタープランの共有

協働のまちづくりとして、都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進していくためには、まず、市民や事業者等が都市計画や地域のまちづくりに関心を持ち、都市計画マスタープランの内容を理解することが前提となります。

このため、市は都市計画やまちづくりに関する情報提供や普及啓発に取り組むとともに、市民や事業者等の要望や意見を幅広く聴取し、市政に反映するよう努めます。

〈取り組み例〉

・広報誌、ホームページ、テレビ、ラジオなどを活用した情報発信

・まちづくりに関する出前講座や勉強会の開催

・都市計画やまちづくりに関するパンフレット等の作成・配布　　など

（２）　地域活力増進に向けた創造的なまちづくりの推進

本市においては、地域活力の増進ならびに市全体を牽引するような創造的なまちづくりの推進が喫緊の課題となっています。

このような地域に雇用をもたらし、新たな産業創出につながるような土地利用のあり方を検討しつつ、都市基盤整備の推進については重点的に取り組みます。また、都市計画以外の関係各課とも連携・調整を図り、横断的な体制で検討を進めます。

〈取り組み例〉

・八鹿氷ノ山インターチェンジ、養父インターチェンジ周辺の土地利用の検討

・中心市街地の低未利用地等の活用の検討　など

（３）　地区まちづくり活動の支援

都市計画マスタープランに基づく、土地利用の規制・誘導や都市基盤施設の整備などについては市が率先して推進していきます。さらに、協働のまちづくりを進めていく観点からは、市民や事業者等についても、行政の計画や事業等に協力するだけではなく、より主体的に取り組むことが求められます。特に地区レベルや集落単位など、身近な生活空間の保全や改善には、地域住民等の主体的な関わりが必須となります。

このため、地域自治の基礎単位として位置づけている「地域自治組織」での住民主体のまちづくりを基本に、これらを支援する制度や体制を充実させて、地区レベルのまちづくり活動を推進します。

〈取り組み例〉

・地域自治組織におけるまちづくり計画等の作成や活動活性化に向けた支援
・地区まちづくりの先導的な事例等の紹介や情報発信
・地区計画*制度や緑条例*に基づく計画整備地区制度等の活用支援　　など

（４）　施策や事業の効率的・効果的な推進

土地利用の規制・誘導や都市基盤施設等の整備・更新など、都市計画やまちづくり施策を実施する際には、都市計画マスタープランに即した上で、費用対効果や優先順位、関連施策との連携、民間活力の導入などを総合的に勘案して、効率的・効果的に事業や施策を推進します。

〈取り組み例〉

・都市基盤施設に関わる維持管理・更新・見直しなど効率的な事業計画等の検討
・都市計画区域*の変更等の検討、都市計画手法（用途地域*、地区計画*、特定用途制限地域*、土地区画整理事業*など）の活用の検討
・関連施策との連携を図るための体制や情報共有の仕組みの充実　　など

（５）　広域的な連携と調整

広域的な観点から行われる土地利用等に関する規制・誘導や都市計画事業等については、国、県、周辺市町、関係機関等との連携・調整を図ります。

〈取り組み例〉

・都市計画区域*の変更等の検討、関連法規制との調整
・緑条例*や景観条例*、屋外広告物条例等の運用、活用
・広域的基盤施設（地域高規格道路、国道、県道、一級河川、ごみ処理施設など）の整備・改善　　など

3 重点的に取り組む事項

計画期間において重点的に取り組む事項は以下の通りとします。

重点的に取り組む事項	ねらい	取組概要	検討すべき施策や事業の例示
①インターチェンジ周辺のまちづくり （八鹿氷ノ山IC周辺（朝倉地区含）、養父IC周辺）	・広域交通条件の向上を生かした地域の活性化 ・市の玄関口にふさわしい景観形成	・道の駅「但馬蔵」の充実、拠点形成。 ・沿道型の商業サービス施設の立地誘導、賑わいの創出 ・流通・業務系施設について、周辺環境との調和を図り、計画的に立地を誘導 ・建築物や屋外広告物等の誘導、良好な景観の形成	・道の駅「但馬蔵」の充実・整備事業（サービス機能、情報発信機能など） ・土地利用計画の策定及び地区計画*や建築協定等の適用 ・緑条例*や開発許可*等を活用した個別開発の誘導 ・景観条例*や屋外広告物条例の活用
②養父市を牽引する八鹿の中心市街地活性化のまちづくり	・広域交通条件の向上を契機とした、中心市街地（八鹿地区）の活性化 ・多様な主体の協働を通じた活性化主体の形成（ｴﾘｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄを展望）	・八鹿氷ノ山インターチェンジから八鹿市街地への円滑な誘客 ・地域資源を生かした魅力ある市街地の形成 ・住民、商業者、行政等の協働による多様な取り組みの推進 ・市街地内の総合的な交通体系の整備	・案内サイン等の整備、観光情報等の提供、情報センター等の機能確保 ・景観資源の保全活用（歴史資源、町並み、川沿い景観など） ・河川の景観整備、散策ルート等の美装化整備、街角広場など休憩スポットの整備 ・賑わい創出に資する取り組みの推進（街角ｷﾞｬﾗﾘｰ、ｽﾀﾝﾌﾟﾗﾘｰ、空き店舗活用のﾁｬﾚﾝｼﾞｼｮｯﾌﾟ等） ・観光用駐車場の確保検討（借地、一時利用、契約等） ・町巡り交通の検討（ﾚﾝﾀｻｲｸﾙ、巡回ﾊﾞｽ等）
③地域資源を生かした観光・交流まちづくり	・交流人口の増加と定住化への誘導 ・地域の活性化、働く場の確保 ・地域資源の保全活用を通じたふるさと意識の醸成	・既存の観光・交流拠点の充実、ネットワーク化 ・地域のまちづくり活動等と連携した新たな観光・交流資源の創出 ・多彩な情報発信	・既存拠点について、利用者目線からの充実整備、民間の知恵や工夫の導入 ・地域資源を活用した取り組みの促進（自然資源、農林資源、産業遺産など） ・農林施策等と連携した特産品開発 ・景観条例*や緑条例*計画整備地区などの活用検討 ・拠点間の道路・情報ネットワークの形成

重点的に取り組む事項	ねらい	取組概要	検討すべき施策や事業の例示
④全市の良好な土地利用の保全、開発の誘導	・総合的な土地利用の誘導 ・地域地区等による秩序ある良好な市街地を形成 ・建築物の安全性の確保 など	・都市計画区域*の見直しの検討 ・用途地域*の指定に向けた検討 ・景観法の活用の検討	・都市計画区域*の拡大 ・八鹿の中心市街地における用途地域*の指定 ・景観計画*の策定

4 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランに即して、具体的な都市計画やまちづくりの施策・事業等を計画（Plan）し、効率的・効果的に実施（Do）し、その結果を検証（Check）した上で、次なる計画にその成果を反映して改善を図る（Action）「PDCAサイクル」の考え方に基づいて、本マスタープランの進行管理を行います。

こうした進行管理の結果とともに、総合計画などの上位計画、関連法令の改正や制定、その他社会経済情勢の大きな変化などを踏まえ、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを行います。

また、特定地区において土地利用計画や開発計画が策定された場合などについても、全市的なまちづくりの考え方や地域事情などを加味しながら判断した上で、都市計画マスタープランへの反映を検討していきます。
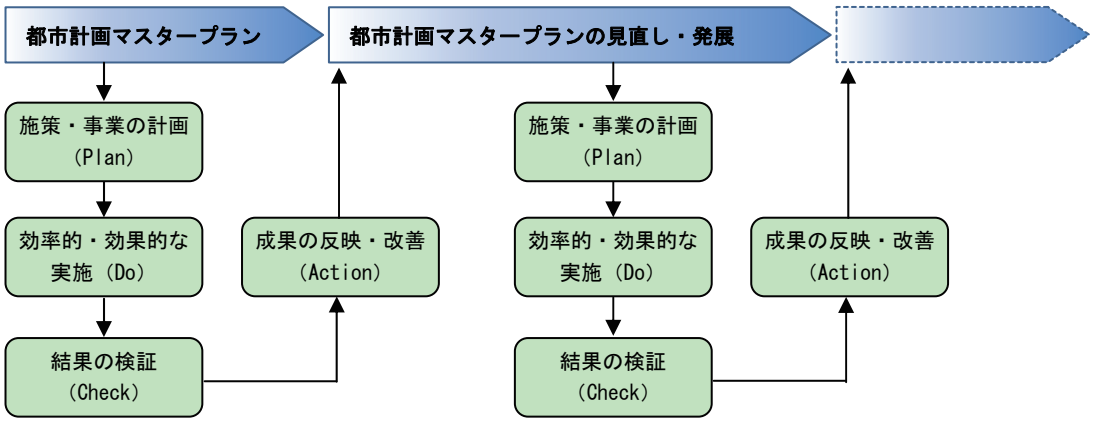
■PDCA サイクルによる進行管理のイメージ